

CITIZEN

定 款

シチズン時計株式会社

2025年 6 月25日改正

シチズン時計株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、シチズン時計株式会社と称し、英文では、Citizen Watch Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 各種時計類およびその部分品の製造並びに販売
2. 工作機械および工具類の製造並びに販売
3. 計器類の製造並びに販売
4. 写真機およびその部分品の製造並びに販売
5. 事務用機器およびその部分品の製造並びに販売
6. 各種スポーツ施設および娯楽施設の経営並びに賃貸借
7. 土地建物その他の不動産およびこれらに附帯する動産の売買並びに賃貸借
8. 電子機器およびその部分品の製造並びに販売
9. 医療用機器およびその部分品の製造、販売並びに輸出入
10. 玩具、遊戯用機器、スポーツ用具の製造並びに販売
11. 食器類の製造並びに販売
12. 宝石、貴金属およびその装飾品の製造並びに販売
13. 眼鏡製品、光学機器およびその部分品の製造並びに販売
14. プラスチック製容器の製造並びに販売
15. 自動車用部品の製造並びに販売
16. 旅行業法に基づく旅行業
17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務

18. 労働者派遣事業

19. 金融業

20. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、東京都西東京市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会

3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9億5,975万2,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には、利息を附さない。

(附則)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第140期定時株主総会終結前の行為に係る同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

以 上

1930 年 5 月 28 日	制 定	1971 年 11 月 30 日	一部改正
1939 年 12 月 28 日	一部改正	1972 年 11 月 28 日	一部改正
1942 年 6 月 28 日	一部改正	1973 年 5 月 31 日	一部改正
1942 年 10 月 28 日	一部改正	1975 年 5 月 29 日	一部改正
1943 年 10 月 28 日	一部改正	1978 年 6 月 28 日	一部改正
1944 年 4 月 28 日	一部改正	1980 年 6 月 28 日	一部改正
1944 年 7 月 10 日	一部改正	1982 年 6 月 28 日	一部改正
1944 年 9 月 5 日	一部改正	1985 年 6 月 28 日	一部改正
1944 年 10 月 28 日	一部改正	1991 年 6 月 27 日	一部改正
1945 年 10 月 29 日	一部改正	1994 年 6 月 29 日	一部改正
1946 年 4 月 27 日	一部改正	1997 年 6 月 27 日	一部改正
1946 年 8 月 31 日	一部改正	1998 年 6 月 26 日	一部改正
1946 年 11 月 11 日	一部改正	1999 年 6 月 29 日	一部改正
1947 年 5 月 12 日	一部改正	2000 年 6 月 29 日	一部改正
1947 年 6 月 17 日	一部改正	2001 年 6 月 28 日	一部改正
1947 年 11 月 28 日	一部改正	2002 年 6 月 27 日	一部改正
1948 年 2 月 20 日	一部改正	2003 年 6 月 27 日	一部改正
1948 年 5 月 15 日	一部改正	2004 年 5 月 26 日	一部改正
1949 年 5 月 14 日	一部改正	2004 年 6 月 29 日	一部改正
1949 年 8 月 31 日	一部改正	2005 年 6 月 29 日	一部改正
1951 年 9 月 15 日	一部改正	2006 年 6 月 28 日	一部改正
1953 年 5 月 30 日	一部改正	2007 年 4 月 1 日	一部改正
1953 年 11 月 28 日	一部改正	2009 年 6 月 25 日	一部改正
1955 年 11 月 29 日	一部改正	2010 年 1 月 6 日	一部改正
1956 年 11 月 29 日	一部改正	2015 年 6 月 25 日	一部改正
1960 年 11 月 29 日	一部改正	2016 年 6 月 28 日	一部改正
1961 年 11 月 29 日	一部改正	2016 年 10 月 1 日	一部改正
1965 年 11 月 30 日	一部改正	2022 年 6 月 28 日	一部改正
1969 年 11 月 28 日	一部改正	2025 年 6 月 25 日	一部改正